

別表第9の2(第17条の2関係)

対象設備	設備区分	
端末系伝送 路設備	メタルケーブル	加入者側終端装置～局舎側終端装置間に設置するもの (第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務 のみに用いられるものに限る。)
公衆電話機	公衆電話機端末	公衆電話機端末(公衆電話ボックス及び端末設備の設 置又は格納に必要な置台等の設備を含む。) 配線設備(公衆電話機端末～加入者側終端装置間に設 置するものに限る。)